

公益社団法人自動車技術会 大学院研究奨励賞規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款第45条の規定に基づき、定款第5条第7号の事業の一つとして行う大学院研究奨励賞の募集、授賞に関する事項を定めることを目的とする。

(意 義)

第2条 大学院研究奨励賞は、大学院修了予定者を対象に大学院での優れた研究を行った者に学業の向上発展を奨励することに資する。

(種 類)

第3条 賞の種類は、「大学院研究奨励賞」とする。

第2章 募 集

(対象となる者の資格)

第4条 第3条に掲げる賞の対象となる者の資格は、大学院で優れた研究をした大学院生とし、会員資格は問わない。なお、本賞の研究対象は、自動車技術分野のみならず、広くその関連分野にわたるものとする。

(募集方法)

第5条 大学院研究奨励賞の募集は、毎年行うものとし、募集要項を会誌「自動車技術」等に会告する。

2 賞の対象者は、その対象者の所属する大学院専攻の各課程から1名までとする。

3 応募は、賞の対象者と同じ専攻に所属する専攻主任の推薦を必要とする。なお、応募は、申請者が賞の対象者について所定の申請書に必要事項を記入のうえ、本会事務局に提出する。

4 申請者は、賞の対象者と同じ専攻に所属する指導教官とする。

(募集期間)

第6条 募集期間は、学生生活動企画委員会委員長が定める期日とし、本会事務局にて受け付ける。

第3章 受賞者の決定及び受賞

第7条 第4条及び第5条に基づき記載された申請書による受賞候補者は、全員が受賞の候補となる。受賞者は、学生生活動企画委員会の議を経て、教育会議議長の承認により決定する。受賞者には大学院研究奨励賞を自動車技術会会長が贈る。

2 大学院研究奨励賞は賞状とする。

3 受賞者及び受賞内容を会誌「自動車技術」等に掲載する。

附 則

1 この規則は、2001年10月24日から施行する。

2 第6条の改正は2003年12月1日から施行する。

3 第6条、第7条の改正は2009年5月1日から施行する。

4 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。(2011年4月1日登記)

5 第7条1項の一部変更は2016年7月15日から施行する。(第2回理事会議決 2016年7月15日)

6 第5条第2項の一部変更は2018年4月25日から施行する。(第9回理事会議決 2018年4月25日)